

冷泉為和改編本『和歌会次第』について

— 家説のゆくえ —

川平 ひとし

1 テキストの性格

藤原定家の手になる作法書『和歌会次第』を検討する為の一つの媒介として、表題に示したテキストを問題にしたいと思う。

本論に入る前に、後段の論述とも関わるので、やや回り道ながら、定家の『和歌会次第』の本文につき少し触れておきたい。

定家の『和歌会次第』は、同じく定家作の「和歌書様」と共に『和歌秘抄』と総称され広く用いられている。「和歌書様」の方には「別本」があり(この種の本は一般に和歌書様・和歌会次第の後に別本和歌書様を付載する)、同本には定家の他書に見えない歌も含まれていて、その資料的価値に留意すべきことが夙に久保田淳氏により指摘されており、同氏による本文の翻刻・紹介もある。さらに井上宗雄氏により、伝本の整理と中世における享受・流布の実情の記述とが

歌壇史の文脈の中で詳細になされている。⁽³⁾ 以上のような先学の論究を踏まえて改めて注意したいのは、この『和歌会次第』にも、同名を持ちながら互いに記載内容に入入りや精粗の差のあるものが幾種類もあり、各々伝本も存することである。いま形態的な諸特徴や流伝の状況よりはむしろ主として本文内容の異なる面に着目して類別すると、次の四種を挙げうる。

A 内題に「和歌会次第」とある本。前に「和歌書様」を合写。諸本とも定家自筆本に基づく旨の奥書を持つ。歌学大系本はこの系統。先記した「別本」に併載されている「和歌会次第」も本文自体はこの系統に属する。

B 内題に「和歌会次第」とある本。「和歌書様」を併せることなく単独で伝わる。内容はAとほぼ同一である。但し一部に記事の増加が見られる。天理図書館蔵本(寛政九年、梨木祐為筆本¹⁾・21・29)はこの系統。同本は定家筆を模した筆跡を示している。⁽⁴⁾

C 内題に「和歌会次第夜儀 家説」とある本。「羽林枯木」(定家の由の傍註あり)の奥書を持つ。京都大学附属図書館蔵本(4・22・テ・3)など。

D 内題に「和歌会次第^{後年又被注置之中納言入道殿筆}」とある本。Cの本文の直後に合写されて伝わる。Cに掲げた京大本以外にも伝本あり。

これら四種は重なり合いながらも互いに独自の本文を備えている。そして流伝の状況(後段で触れる)をも考え合わせると、四種いずれも定家の著作だと認めてよい。言い換えれば、定家は和歌会次第の編録を一再ならず、少なくとも四度に亘って行なったと考えられるのである。

これらのテキスト群そのものの検討——すなわち定家の営為自体を検討すること——は、冒頭で断つたように暫く措く。小稿で直接採り上げるテキストは右の四種とは別のものである。

さて問題の書は、内題に「和歌会次第夜儀 家説」とあって、形の上からは先掲Cの類に含めうる本であるかに見える。しかし内容を細かに辿ってみると、結論を言えば、先ほど列挙した四種のいずれかには還元しえないものであり、のちに詳しく見る通り、内容自体は定家の著作に深く基づいているものの、全体に冷泉為和(文明一八(1486)生—天文一八(1549)歿)の手の加わっている本だと認められる。小稿において積極的に「冷泉為和改編本」と称する所以である。いわば本書は、定家の著作と定家の著作に非ざるものとの境界辺りに位置する書ということになろう。右のような性格を含み持つテキスト

トを吟味することはやがて定家の『和歌会次第』を検討してその性格や位置を見定める為の一つの媒介あるいは緒口となるはずである。

そこで以下、まず本書の書誌的な問題を概略確認し、次いで為和による「改編」の具体的な様相を眺め、さらに「改編」の意味するものを検討するという順に論述してゆきたいと思う。

2 伝本

最初に、伝本を確認しておきたい。為和改編本(以下「改編本」と呼ぶ)の伝本については、為和の他の著作『題会庭訓』『冷泉家秘伝』(のちに触れる)と共に、すでに井上宗雄氏により採り上げられている。⁽⁵⁾いま追加しうる一二を含めて改めて伝本を列挙してみると、

(1)彰考館蔵本(巳20・07569) 「一題出し様之事」で始まる一書『題会庭訓』(この書名は内題には無く、外題に見える)に合写。後に「古今目錄以下之事」を合写する。江戸初期写。

(2)彰考館蔵本(巳18・07514) 「和歌之条々」「懐紙事」「和歌会席作法」「和歌会席之図」の後に『題会庭訓』の内容があり、次に改編本を合写、更に「下官集」をも合わせる。江戸初期写。

(3)彰考館蔵本(巳18・07511) 「和歌秘伝条々」「和歌会席以下之事 冷泉家伝」||『題会庭訓』に合写。後に「冷泉家口伝」「庭田宰相重条 卿口伝」を合写。元禄五年(1692)写。

(4)書陵部蔵本(210・659) 外題に「題会庭訓 并和歌会次第」とある通

り。『題会庭訓』（但し内題無し）の後に合写。御所本。江戸中期写。

(5)書陵部蔵本（210・748） 外題「和歌会式法」和歌会の故実や懐紙の書様に関わる諸書を合写した中にあり。『題会庭訓』（実際には端書無く「題出し様之事」是より奥冷泉家説 題会庭訓抄）の如く書き始める）の後に合写。江戸中期写か。

(6)書陵部蔵本（210・744） 外題に「和歌会次第明融筆之写」とあり。改編本のみを収める。江戸中期写。

(7)内閣文庫蔵本（217・31・9） 『墨海山筆』巻九所収。「冷泉家和尚式」（内容は『題会庭訓』の後に合写）

これらを確認しうる。本文はと言えば、伝本間に大きな異同は無⁽⁶⁾いとしてよいと思う。伝本に関連して留意すべき一二の点につき記しておきたい。一つは、伝存形態の問題である。他書との合写の状況は右に示した通りであるが、見られるように(6)を除き全て直前に『題会庭訓』を伴っている。改編本は言わば『題会庭訓』に付載されているかのように、或は、同書と対になった形で伝存していることになるのである。これは為和じしんの意図に出たものか、単に流伝の間に後人の手により生じたものなのかについてはなお検討を要しよう。今はその形態にのみ注意しておきたい。（この点、のちに再び触れる。）

もう一点は奥書である。奥書の末尾には「為和／相伝忍雅」の名が見える。改編本の執筆対象を伝える記載であり注意される。但しここでも(6)の伝本は例外であって、右の署名を含め奥書の部分を欠

いている。(6)は先述の通り『題会庭訓』を伴うことなく単独で伝わっており、形態上も他本と異なっていた。奥書においても（もとより本文内容は他本と変りない。まさしく改編本であるが）特殊な面を見せしており、その特異性の理由が問われてよいであろう。いま想像を加えると、明融は父一為和から『題会庭訓』を付与されている（同書末尾に「為和／明融」の署名あり）が、同じく父の著作である本書一改編本についてもまた、忍雅とは別に独自の経路でこれを披見・書写する機会があったのもであろうか。ともあれ(6)は流伝上特殊な伝本として扱うことは許されるであろう。改編本がもとと為和から忍雅に「相伝」されたものであることを疑う必要はないと思われる。それよりむしろ為和の執筆意図を伝える奥書の文辞そのものをこそ問題にすべきであろう。奥書の全文は次の通り。

此一巻、乍斟酌御懇望之間、以庭訓之旨、具注進之、家明鏡、深可被禁外見者也

為和

相伝忍雅

文中「斟酌」とある語の主語は為和ではあるまい。為和の他の著作中の用例をも勘案すると、この場合の「斟酌」は憚り遠慮するの意で、「懇望」した主忍雅の動作を指すものと解される。従ってここは、為和じしん思量を加えつつ注進するという文意なのである。まい。為和の執筆態度は、自己の思量の程を示すところにあるのではなく、むしろ逆に、敢しく一定の規範に依拠するものであることが示されている。すなわち「以庭訓之旨」「家明鏡」である。前者

に云う「庭訓」を狭い意味にとれば、直ちに、為和の父為広の訓説を指すのかという想像が湧いてこよう。しかしここでは即断を避け、庭訓なるものの内容については後段で検討することにした。

一方「家明鏡」であるとし、外見を固く禁じている点にも注意したい。無論こうした言辭には、最物を書き与える際のごくありふれた身振りを認めうるが、同時に、今こうして具さに注するところは自家の、言い換えれば中世末期(上)冷泉家の、拠るべき規範に他ならないとする認識が強く示されている点を併せて読むべきである。

こうして奥書の文辭から為和の執筆意図——「庭訓」の趣旨を踏まえた上で筆録するのであること、その内容は〈家〉の龜鑑としての位置づけられるべきものであること——を大よそ読みとり得ると思う。では、以上のような認識に基づきながら編録されたと思われる改編本は、一体どのような内実を備えているのか。

3 改編の様相——定家作「和歌会次第」への依拠

改編本の記載内容は、形式をも併せ見ると三つの部分に分けられる。いま、標目(諸本とも一字程度高く書かれている)に従って眺めてみよう。第一の部分は会が実質的に始まるまでの手順を述べたもので、「先掌灯」「次人々参集着座」「次置文台」「次教誦師円座」「次改切燈台」「次哥人置和歌」「次読師移座召下読師」「次召講師」の如く、まさに会の「次第」を追って記している。続く第二の部分は

「読師作法」「講師作法」の二項で、読師・講師のあるべき作法が読様・姿勢・声つき・発声法に至るまで具体的に記されている。第三の最末部分は「読人名事」「講師之事」の二項。披講の際の細部の——しかし誤ることは許されなかつたはずの——作法・心得が事書きの形式で記されている。

いま試みに、これらの記載を、定家作「和歌会次第」の流布本とも目すべき『和歌秘抄』所収本——すなわち先に掲出した四種の内のA——の録する所と突き合わせてみよう。どちらも主として禁裏・仙洞をはじめとする晴儀の和歌会での作法を記した書であるから、全体の骨子、次第の要素に甚しい差は存在しない。しかし記事の構成や細部の記載にはかなりの相違が認められる。仮りに改編本がAの類のみを粉本としたのなら、かなり大巾な改変を施したことになる。しかしのちに例示する通り、改編本はAのみに直接依拠しているのではないらしい。他の類をも見合わせながら、改編の様相を丁寧に検討してみる必要があるであろう。そこで目安を得る為に、改編本と定家の著作四種との、それぞれ冒頭部分の記事を比較対照してみたい。

〈改編本〉

先掌灯高燈、在座上主人之左、講師右程也、

兼存知シテ如此可用之、已後改切燈台高燈台取時、其打敷ヲハ不取、其マ、用之、座席広者座末之程ニ又高燈台ヲ立置、便宜之
所ニ可立之也、雖両脚或一脚、

次人々参集着座主人已前ニ出御、於我家同前、主人

但公卿已下可然人許敷、於下臈者置和哥便宜所ニ可着也、大臣已下可然公卿兼在其座、和哥之清書懷中殊加用意、不可落、又不可萎損、

A (歌学十系本による)

兼日預題之人、装束随催参其所。和歌清書懷中、殊加用意、不可落。

主人出客亭、公卿以下着座

B (天理本による)

兼日預題之人、装束随催参其所。和歌清書懷中、殊加用意、不可落。

主人出客亭、公卿以下着座、

C (京大本による)

先掌燈台。高燈、在座上主人之左、講師右程也、

兼存知之シテ如此可所為敷、改切燈台之時、其打敷ヲ強不動為用也、座席為広転者座末之程又雖両脚相計便宜之所可立之敷。但公卿已

下可然人許敷、

次人々參集着座於下臈者置和歌之便ニ迫リ可着也

D (京大本による)

兼日預題之人、装束随催参其所、和歌清書懷中、殊加用意、不可落、又不可萎損、有衣冠之催者着其装束、古人所甘心也、近代人多着非分束帶、漸雖為常事、況末座之人不可然、弁少納言上臈近衛次将等、強無難敷、文治内大臣家会、皇后宮權亮公衡朝臣衣冠催者着直衣、是臨時処分、禁色人也、

大将家方将權中将權少将ト書也、主人出客亭公卿已下着座、公卿權大

大臣以下可然公卿兼在基座

一見して明らかないように、改編本の記事は殊にCのそれと類似している。しかも完全に一致するのではなく細部において相違し、かつ所々C以外の書との類似も見受けられる。

まずCとの関わりに着目してみよう。両者の深い関連はそれぞれの構成を対照することで端的に知られる。改編本の構成は先に略述した通りであるが、試みにCの構成を最前と同じく、最初の第一分の標目によって辿ってみると、「先掌燈」云々、「次人々參集着座」云々のうち、「次置文台」「敷円座」「改切灯台」「次置和歌」「次読師移座召下読師」「次召講師」の如く記されており、改編本とはほぼ一致するとしてよい。標目のみでなく記事内容もまた、いま一々証示しないが、ごく近しいと認められる。しかもこうした類似は今までの第一分に止まらず、続く第二部分の「読師作法」「講師作法」においても同様に現れている。ここで、そもそも改編本とCとは全く同一の端作(註記を含めて)を持っていたことを想起しよう。結局、改編本はCに強く依拠しており、更に言えばCを基として編録したものであると推定できるのではなからうか。

但しCのみを下敷きにしていないのではない。先程指摘したように改編本の本文はCと同一ではなく、両者のズレは無視しえない。たとえば改編本の第三部分「読人名事」に相当する項は、Cでは「読様」という標目のもと「公宴」「大臣家」の二つの場合に分けて略記しているが、改編本は「御前儀」「大臣家撰家親王家准之」に分け、Cよりは一層詳細な記事を載せている。また改編本の右に続く「講順之事」は、Cには見当たらない。C以外の資料との関連を考えない訳

にはゆかないのである。

然して、改編本が依拠したはずのCから逸脱する右の記事どもを、他に求めてみると、Dに「読人名事」として「御前儀、禁中離宮御方の場合と「大臣家親王家准之」の場合とを各々掲げているのは注意される。また改編本の「講順之事」には、

講師。参之後、主人触気色、公卿以下講師ノ左右後ニ近進寄無音人少、（中略）事訖各復本座退出入御之後留本座とあり、改編本の本文は以上で終つてゐる。右の記載はDの巻末部の記載、

講師進参之後、主人召所上人首 触気色、公卿已下近参寒本ノマ、無音之人少、（中略）事訖各復本座退出入御之後留本座

とほぼ一致する。両者の「中略」として引用から省いた箇所には、互いに独自の一文が見える点は断つておかねばならない。しかし会の次第の最終段階——主人の入御を見届けて列座の者どもが退出する——の時点までを記しているのは、四種の中ではDのみである。これらの点を重視すれば、改編本はDとも無関係ではなかつたことが推測されるばかりでなく、進んで（少くとも右に引いた巻末部分の記載については）改編本はDに依拠した可能性を想定できると思う。

一方、改編本とA・Bとの関係——AとBとが極く近い関係にあることは既述した——はどうであろうか。たとえば先程掲げた例「読人名事」はA・Bにも同一の標目で据えられており、改編本との関連が想像される。但しその内容は「御前儀」のみで「大臣家」の例は載せられていない。この点は改編本と異なる。また「講順之

事」に相当する記事はA・Bには見当らず、この点も改編本と相違する。しかしながら両者の間で重なり合う記事や、共通の字句を持つ部分を拾うことはそれ程難しくもない。従つてA・Bが確かに参照されていたとは断じえないにしても、その可能性まで否定し去ることはできないであろう。

以上のように、為和は改編本を著録するに當つて定家の著書に基づき、その記載を撰取したこと、そしてその際の依拠資料は、「和歌会次第」のCを中心としながら、それだけに止まらず幾種かの類に及んでいたであろうことを各々想定しうるのである。

こうした為和の「和歌会次第」受容の背後には、当然ながら、為和しん定家のこの種の著書を直接参照しえたという事実が介在していたはずである。

ここで「和歌会次第」の伝流の問題を考え合わせてみよう。先に列挙した四種のうち、為和が強く依拠したと考えられるCには、井上氏の指摘にある通り、その奥書に為秀・為益の名が見える。すなわち、

此作法細く為一見所令書写也、更不可免他見而已

左少将為秀判

此外硯宮蓋等事、御日記以下御自筆之証文等非一、求料紙追而可注加之

右此一冊者令恩借中納言為益卿、以為秀卿自筆本令書写者也

于時永祿第一臘月下旬

に明らかかなように、筋の正しい本が為秀に伝わっていて、のち為秀じしんの書写した本は「為益（為和の子）」の許に伝存していたことを知りうる。右の奥書から判断すると、Cの類のテキストは永禄元年（1558）の頃まで、大まかに言えば中世を通じて冷泉家に伝えられていたと考えてよいだろう。特に、為益とあるのは重要である。その手許にあったという為秀自筆本は父親—為和の手をも經由していたと考えるのが順当ではなからうか。ところで先に記しておいたようにDのテキストはCと合写されて伝わってきたと考えられるから、Dは右で見たCの流伝と同じ過程を辿ったものと思われる。とすれば為和はC・Dを共々親しく披見・参照しえたと推測される。

また、Aの類に収めうる別本和歌書様付載本には、久保田淳氏紹介の通り、次のような為秀の奥書が見られる。

以京極殿御自筆本令書為伊与守貞世与之

藤為秀

定家自筆本をもって今川了俊に書き与えたという事情を伝えてみる。してみるとこの類の伝本も冷泉家に伝存していたことが推測され、のちのち為和もまた参照しえたかも知れないのである。更に、四種のうち、残るBについてもA・C・Dと似た事情を認めることができる。その根拠は井上宗雄氏蔵本によって得られる。

同本はBの類に含めうる特徴を備えている。奥書に、

康永三年三月六日書之 藤為秀在判

とあり、為秀の許にはBの類のテキストも伝わっていたらしい。と

ころで井上本はBの本文の後に「懐紙^{イ和歌集}更^{（朱）}」と端書のある一書を合写しているが、その巻末の貼紙に、

本伝

此康永奥書迄為益筆也

ためつな

とあるのは特に注意される。ここでもC・Dの場合と同じく為益の名に出合うのである。署名の「ためつな」は為綱（寛文四年（1664）生—享保七年（1722））であろう。為綱は為益より五代の後胤であり、従って「康永奥書迄」すなわち「和歌会次第」（B）の部分の筆者を為益であるとする認定も江戸中期近くまで下った時点でのものということになるが、一定の証跡に基づく判断としてこれを信ずるとすれば、Bの類のテキストは為益はもとより、その父である為和もまた手づから参照しえたと推測を進めてよいのではなからうか。

先に具体的に見た為和における定家撰取の基盤には、こうしたテキストの伝流をめぐる状況が存在したのである。

さて右のような状況のもと、為和は定家著作を依拠資料として充分に勘案・取捨しえたと思われる⁽¹¹⁾。しかしながら改編本は、単に定家著作の幾つかの記事どもを取り合わせたという底のものに過ぎないのではない。記載中には所々定家の書に見えない要素も存在する。それらは決して目立たないが、元の記載に対する若干の敷衍、あるいは補註の如き役割を果すものとなっており、その限りで為和の主体性の示されたもの、言い換えれば定家の認識から一步踏み出

たものとなつてもいるのである。それらの諸要素を押さえておくことは、改編本を正当に位置づけることに通ずるのみでなく、同時に、為和による（改編）の様相を更に見定めることにもなると思われる。

4 為和の主体性

為和によって新たに付加されていると見られる記事のうち特徴的なものとして、「近年」云々とある箇所に着目したい。それらの箇所において、為和は自らの時代状況（「近年」）の中で得た体験的事実や、作法をめぐる時代の傾向を引合いに出して、定家著作に記された所との差異を確認している。そうした記事どもの中に、為和の知見の程と主体性の現れとを読みとることができると思う。

「近年」の語は本文中に四箇所見える。始めの三つは傍註ないしは割註の形で、一見遠慮がちに記されている。次の通りである。

(1) 近來雖五六首近年此義ヲ用候一紙於一度令誦一紙之也

(2) 五位官名或名二字、近年名二字計

(3) 古儀每人三反詠之、近代下藤哥不過二反或稱御會、近年下藤之哥每人二反

以下一例ずつ、為和じしん強く意識していたと思われる定家の書の、対応する記載を参看しながら検討してみよう。

(1) 「誦師作法」の項に見える記事である。主本文の「近來……令誦之也」は『和歌会次第』Cに見える記事と全く一致する。問題は傍線部を含む一文である。定家作の『次第』には右の傍註に対応

する記事を見出しえないから、これは為和の知見を示すものと見做してよい。為和は、定家の云う「近來」の方式と區別して自らの時代すなわち「近年」段階における方式を註しているのである。ちなみに定家の『次第』には「近來」と並んで「近代」の語も使われており、定家の時代意識を示す語となっているが、為和はそれらの語を保存しつつ、なお右の例の如く、自己の時代の風儀を付記していることになる。

(2) は「読人名事御前儀」の項、位階毎に人名の読み様を示した中に見える。対応する記事を求めると、Cに「五位官名」、Dに五位官名 共衛佐具親或説、Aに「五位、官名 左衛門佐具親」、Bに「五位官名 左兵衛佐具親或名二字云々」とある。改編本はCを撰取しつつ「或名二字」の註についてはDあるいはBに拠っているのではないかと思われる。しかし右のような依拠とは別に、為和はことさらに「近年」の様を併せ註しているのである。

(3) の例は「講順之事」の項の、先にも一部引いた箇所の中にある。主本文の「古儀……不過一反」の一文はCに見えない。D・A・Bには右と同文で見られる。それゆえ為和はD・A・Bのいずれかに拠って右の一文を記した上に、「近年」の例として「二反」云々の割註（もとより定家の『次第』には存在しない）を付加したのである。結果、「古儀」⁽¹²⁾とも、定家の云う「近代」とも區別して当代の儀が確認されていることになる。

以上は註記の形をとっている例であった。残る一箇所の「近年」は、註ではなく主本文に載ち入れるかのように記されている。

(4)但近年講順之人数、奉行人催之、殿上人ハ召道者許、無音之輩モ道者ハ進也

「講順之事」の、(3)に引いた部分のやや後に見える。これもまた定家の『次第』には見出しえない記事であつて、為和じしんの理解に基づいて記入されたものと思われる。

やや煩瑣に亘つたがこれらの例から、定家の『次第』に依拠しこれを保存しながらも、自らの知見を註や補記の形で書き添えるという為和の意図を具体的に窺いうると思う。定家の録した規範に、当代的な要素を——控え目にはあるが——対置する、一種の主體的な関与のさまを見ることができるのである。

このような為和の態度を一層よく見届けるためには、為和の他の著作の場合と比較してみればよい。たとえば『題会庭訓』や『冷泉家秘伝』にも定家の著書の影は色濃く映じている。両書の中に、定家の『次第』を取り入れたと思しき記事あるいは互いに無縁とは考えられない記事を幾つか見出しうる。つまり両書の筆録に当って為和が定家の著書を参照していたことは疑いない⁽¹³⁾。但し、定家の『次第』に直接依拠し字句そのものを転用していると推定される部分は決して多いわけではない。むしろこれら二書における為和の叙述は、おおむね自家筆録中のものを縦横に語っているかのように見える。定家の著書の字句そのものからは相対的に自由に、自己あるいは当代の認識を明確に打ち出していることが知られる。文字通り主体性の現れであつて、この点は、定家の著書に強く依存しながら極

めて抑制された形で主体性を示している改編本と対照的である。このように、為和じしんの手に成る他の二書と比較することによつて、改編本の記述のあり方を一段とよく窺いうると思う。

ところで、改編本に見られる右のような性格は、見方を変えれば、改編本が為和の他の二書とは異なつた課題と意図に沿つて筆録されていることを意味するものではなからうか。すなわち為和は、自らの録するところは定家の著したものに深く根差すものであることを確認すべく、粉本としての『和歌会次第』の記載に直接依拠する形で、改編の筆を執つたのであろう。結果的に改編本は定家の著書の祖述を出ることなく、他の二書に比べると自在さを喪つていとも見られる。しかしこうした記述の方法を選ぶことが、自家の——すなわち冷泉流の——作法こそは定家の著作を原拠とする（正統）の作法であり説であることを強く呈示することに繋がると考えられていたと思われる。改編本と他の二書との性格が異なることの意味はこのような目的意識の相違という点にあるのではなからうか。

そうだとすれば、改編本の本文中に何度か用いられている自家における説の継承をめぐる言葉、特に「庭訓」あるいは「家説」の語は、為和にとつて最も価値を与えるべき語であつたはずである。改編本の位置を見定めようと試みている私たちにとつても又、当の概念の内実を見ておくことは最も核心的な課題になると思う。

5 <庭訓> <家説> の概念とその変容

まず為和の云う「庭訓」を検討してみよう。「庭訓」の語は改編

本中、次の三箇所に見える。

(1) 和歌之清書懐中殊加用意不可落、又不可萎損是宗極寶門、本ノマ、(悉)庭訓、代々相伝也

(2) 更披哥聊見之卷之置之由雖有口伝、庭訓、嚴重御前近參進、更披見之儀片腹痛事也

(3) 專不居円座、懸片膝逃座下ノ足常者右足可逃之、但雖不座可正座、為隨見文字是家庭字訓之也

例によつてこれらは、定家の『次第』に対応する記事を見出すことができる。すなわち(1)の割註を除く主本文の部分は、(先に引用した通り)Dに全く同文の形で見える。又、A・Bにもほぼ同文で見える。(2)はDに、

膝行以後更披見之由雖有口伝、往年庭訓云、嚴重御前近參進更披一見之儀、末座之者頗有片腹痛之氣

とあるのに近い。A・Bにもこれと類似の記載が見られる。(3)は、その前半部とほぼ同文の記事がCに「專不居円座、懸片膝逃座下之足常者右足可逃之」のように見え、後半部とほぼ同文の記事がD、そしてA・Bに、「雖不正座不可遠座、為隨見文字也」の如く見える。つまり(1)(2)(3)は定家の書を転用した記載であると認められる。内容はと言へば、いずれも会次第の細部に関わる。すなわち(1)は会に臨む際、清書した詠草をいかに持て扱うか、その折の心得を記したものの。(2)は歌人が自歌を文台に置く時、文台の許に近寄つて詠草を再度披き見るのは、特に「嚴重御前」にあつては慎しむべき事を云う。(3)は講師の作法の一つとして、正座して文字を慥かに見るべき事を云う。この文の直後には「直居」すべきことや、「うつふしあ

ふく」のは見苦しいことなどを云つており、講師の姿勢、体勢につき述べた件りの一部である。

重要なのは、傍線部に見られる意味づけのあり方である。為和はこれらの細部を、(1)の場合で言えば、定家の「庭訓」であるとし、しかも定家以後「代々相伝」されてきた教訓なのだと註している。(3)では「家庭訓」とも呼んでいるのである。もとより定家の段階で、こうした作法の細部を「庭訓」の説としているわけではなく、また格別に配慮すべき事柄として指示・強調しているわけでもない。作法の一齣として記述されているに過ぎない。

ここで想起されるのは、先に検討した改編本奥書に見える「庭訓之旨」の語句である。その折「庭訓」を為和の父一為広の訓えを指すものとしてよいかどうか判断を留保したが、右の諸例を考え合わせると、為和の云う「庭訓」は父から継承したものを意味するよりは、むしろ直接定家の著書に遡源してこれと同一化しようとするものであることが知られる。為和の「庭訓」は、定家の説に連なるうとする意志、定家説を「家」の訓説として位置づけようとする意図に支えられて用いられているのである。定家じしんの認識とは関わりなく、定家説に対して新たな意味づけが施されていると言ふべきであろう。

その際、(2)はやや注意して読み解かれるべきである。(2)が依拠したと思われる(先引の)Dには、波線部の如く、単に「庭訓」とあるのではなく「往年庭訓云」と云われている。⁽¹⁵⁾言うまでもなくDに云う「庭訓」とは俊成のそれであり、定家じしん「往年」のある時

(16) 点において俊成から直接口授された言説として引用しているのである。改編本においては、当該部分は「往年庭訓云」から「往年……云」の字を除き「庭訓」へと変えられるが、その改編に応じて、「庭訓」概念は定家的な文脈における意味から為和の文脈における意味に転じられていることになる。言い換えれば、俊成—定家の父子間に親しく授受された説の意から、広く「家」に継承されるべき訓説の意へと変容せしめられているのである。

もう一つの重要な概念である「家説」の場合を検討してみよう。

「家説」の語は改編本に五箇所存在する。ここでも為和は定家の『次第』の記載に依拠している。問題にしたいのは、各々の記載の後に細字で当該記事が「家説」である旨を指示している点である。それから五箇所を依拠資料と対照しつつ（先述した所に基づき、依拠の度合に応じてC・D・A・Bの順に掲出す）列挙してみよう。

(1) 次召講師其詞、講師まいれ、是講師之詞也、家説

C 「次召講師其詞、講師まいれ」

D・A・B に該当する記載なし。

(2) 依主人之気色移座、文台ニ進テハ即取和哥、硯蓋をうつふしに反て置之家説

C 「蒙主人之気色移座文台ニ進テハ取和哥硯蓋をうつふしに反て置之家説

に反て置之

D・A・B に該当する記載なし。

(3) 又雖説謬、再不可説直家説

(講師作法)

C 「又雖説謬、再不可説直
D・A・B に該当する記載なし。

(4) 詠字読様説く／なかむる清輔用之也／又説多いせる／よめるは家説也
已上三説也

C 「又詠字ヲなかむといふ／又多いすといふ／三説也／今ノ様ハ基俊之説也云々」

D 「詠字読様説く／亡父之説雖有説くよめると説、可用之云々、清輔なかむると説用之、／此由先年申法性寺殿云々、仍文治三年二月宗隆舟講師、受亡父之説、よめると説、彼御記失礼之由有之云々、後年聞之、是家説也、／又説多いせる江帥以之為宜云々、三説也、其例互存之由亡父教訓也、習一説人以他処失錯也」

A 「詠字よむ様、説く多。／亡父之説、雖有説々、よめると説、可用之。／清輔朝臣ながむると説、不用他説。／又説、多いせる江帥以之為宜云々。三説也。皆非失錯。其例互存。習一説、之以他処失礼」

B はA とほぼ同文。省略する。但し割註は「習一説之人以他……」とある。

(5) やまとうた家説、基俊説也

やまとうた清輔説也、二家ニ用ユ

C 「清輔家ニハやまとうた云々」(声点なし)

D 「やまとうた家説、基俊説也」

やまとうた清輔之説、是又互不加雖所習伝也」

A 「や(左下)ま(左下)と(左下)う(左下)た(左下)家説。

や(左下)ま(左下)と(左下)う(左下)た(左下)清輔朝臣説
云々。

B 「やまとうた家説、前金吾基説也、

やまとうた清輔朝臣説云々」(声点なし)⁽¹⁷⁾

依拠資料との関係については、これまで採り上げた諸例とほぼ似通った傾向を示していることをまず見ておこう。いま特に注意したいのは、「庭訓」の場合と同様この「家説」においても、定家説を踏まえ、その趣旨を家説であると為和じしんが付加的に註している場合と、定家段階で既に「家説」の名辭が与えられている場合との二種類存することである。(1)(2)(3)は前者、(4)(5)は後者の例である。

(1)は講師を召し寄せる際の詞、(2)は読師の所作、(3)は講師の心得——読み誤っても読み直してはならぬこと、それゆえ能くよく下読みしておくべきことの指摘に続く——を示した記事である。さて為和にとってこれらの諸事項はいずれも「家説」として位置づけられるべきものであった。もとより為和が新たに解釈を加え意味づけたものであり、傍線部の付加によって、定家の認識には本来存在しない別途の価値が付与されていることになるであろう。

後者の場合、予め定家によって「家説」とされているところを為和は追認するのであるが、「家説」の概念内容は既に定家の認識のままではない。やや細かく読み直してみよう。

(4)の場合。「詠」字の訓み方は説々併立している。具体的には三説あり、「家説」は「よめる」である。差し当り清輔の説と対比し

て依るべき「家説」が示されているのである。その結論自体は掲出したAとDのそれと変りない。しかし「家説」の持つ意味合いは変化しているというべきである。定家においては、「家説」はごく限定された意味で用いられている。その要点を讀みとると、C・Dから、「よめる」の訓みはもともと基俊の説であり、基俊説を受容した俊成の説であったこと、しかも文治頃、兼実家歌壇の場で俊成が唱え、また行なわれもしたがなお異見も存したこと等の事情を知りうる。またA・Bから、三説あることに對する俊成の態度は、どの説も互いに根拠を有しており、いずれをも誤りとすることはできぬこと、一説のみを習う者は他を失と見做す(という錯誤に陥る)のだとするものであったことが明らかとなる。すなわち「家説」は多分に不定形かつ、流動的であって、単に抽象的な理念なのではなく、具体的な体験に結びついた、そして歌壇の節にかげられたものであり、その採用にあたっては余程巾のある寛容な態度が保たれていたという事情が語られている。而して俊成—定家の理解に含まれていた右のような「家説」の雰囲気——元の文脈の中で帯びていた気味合い——は、為和のテキストの文脈にあっては大むね捨棄されている。そして為和の想定する「家説」へと解消されることになるのである。「家説」概念の内容は、やや拡張されかつ変質せしめられていると言ふことができよう。

(5)の例もまた同様の見渡しの中で把えられると思う。問題には二家二用ユ」の註記である。のちにも触れるように、為和の他作法書にあっては対二家家の意識が顯著に現れているのに対して、改編

本ではその種の性格は表立っていない。中にあって右の註記は唯一
そうした意識の窺える箇所であり、注目される。註記の趣意は、

「やまとうた」のよみ方Ⅱアクセントについて、二条家では清輔の

説(定家たちの文脈に戻せば六条家説と呼んでもよいだろう)を用
いているとするものである。自家のよみ方は定家以来の——基俊—
俊成—定家と受け継がれた——正統に立つが、二条家では却って御
子左家ならぬかつての六条家と同じよみ方すなわち異系に棹さして
いるとする見解が暗に表明されていることになる。「家説」は俊成
・定家たちの与り知らない次元に転移され、同時に新たな価値を付
与され、他家の説を斥ける上での拠り所とされているのである。ち
なみに『題会庭訓』『講師之事』の項には「やまとうた」のアクセ
ントに關して

当家には此やまとうたを大和国をいふ様に云也、二条家にはや

まとうたといふやうによめり

と記されている。先にも述べた通り、同書においては自在な口吻に
よって——この場合、「大和国」や「やまとうた」などの卑近なもの
の名を藉りて——二条家との相違が語られている。逆に改編本は飽
くまで定家の『次第』から離れることなく、むしろ定家の記述を根
拠として二条家の説を相対化していることになる。両書は表現の形
を異にしているものの、もとより底においては深く通い合ってい
る。(和歌)のアクセントの件については後段で再び触れる)

以上見てきたように、〈庭訓〉そして〈家説〉の概念は、原拠と
しての定家の『次第』において本来それらが担っていた意味とは異

なるものへと変質しているのである。

6 為和の課題

定家の『和歌会次第』から見れば、新たな意味の付加、もとあつ
たものの剝離、別種なものへの変質と把えられる事態も、視点を移
して為和の立場で見れば、さし迫る促しに従って行なわれた、積極
的な意義を帯びた営為として位置づけられるはずである。為和の間
題に則して考えてみよう。

そもそも改編本において、作法をめぐる諸々の細部が定家の認識
をも越え出た次元で、やや重々しい意味を含む「庭訓」「家説」の
如きものとして特に強調されたのはなぜだろうか。ここで、そのよ
うな意味を含みもつ改編本を、為和に著述せしめた契機について、
とり纏めて考えておきたい。

いくつもの契機が介在していたと思われる。今それらを外と内の
二つの広がりにおいて把えてみよう。最初に、為和をとりまく外部
の状況に存在した契機を考えるべきだろう。

井上宗雄氏は室町後期に「会席作法書が夥しく伝流した事」⁽²¹⁾を詳
細に跡づけている。為和の改編本なども一例に他ならないが、それ
ら作法書類のもつ史的意義について同氏は「序でながら」としなが
らも、次のような、文化史的な展望を指し示すとも言うべき重要な
指摘を行なっている。

序でながら何故に中世の歌学書の中に歌会作法(懷紙・短冊の書
法を含めて)が重要な地位を占めているかといえは、それは要

するに、詠歌披講の場としての歌会が重んぜられ、(脩の歌は発表によって完成するという意識である)、正統的和歌の場である会を、「古式豊か」に、「荘厳」に行うべき事が要求され、従って作法が尊重され、書法がやかましく言われ、会席次第は「奥義」とされたからである。「和歌の会席の作法、別紙に細注之、此の道の奥義なり」(兼載雑談)。懐紙短冊の書様は武家故実の中に組込まれてもいるのである(道照愚草)。

為和による改編本の著述もまた右のような中世における時代の趨勢の中の一光景であったと見ることができよう。一方、為和の側から眺めれば、こうした趨勢は当然ながら、会の次第や故実をめぐる諸々の作法が階層的に一段と大衆化・通俗化を伴って広く行なわれ浸透して行く風景として映ったはずである。そのような外からの促しは必然的に為和の内側の契機を呼び起さないではおかなかつたであろう。その際、内部の契機として最も切実であったと思われるのは、やはり歌道家の正統に連なる者の意識、すなわち「家の人」の意識であつたであろう。

「家の人」を特別視する意識は、実際の表現行為の場において広く時代の共通認識として存在していたと思われ、とりわけ故実や作法の領域においては、「家の人」の見識や権威の程は殊に強く認められていたに違いない。為和はまさに冷泉家を担う人、「家の人」であり、自らの使命を深く自覚してはたはずである。傍らで進行する作法の通俗化に抗して、自家の「家の人」に連なる者の正統的な作法の在り方を呈示することが一つの切実な要請として把えら

れていたと考えられる。

加えて「家の人」の内側の状況は、やや複雑であつた。為和じしん存在を意識せざるをえないもう一方の家の人が存在していた。すなわち二条家である。差し当り改編本には対二条家意識は際立っていないこと、しかし当の意識は為和の根柢に流れていたであろうことについては、既に前節において述べた。少し敷衍してみよう。

自家と他家の意識、とりわけ対二条家意識が端的に現れているのは「題会庭訓」である。同書の最末項「講順之事」の末尾には、
当二条家相違此分候、

とあり、そもそも「題会庭訓」執筆の意図、そして子明融に与えようとしたものが奈辺にあつたかを如実に示す言葉となっている。さらに同書の中には、「他家の人」「二条家には」の如き云い回しと、これに対するに「当家には」「当家のもの」「当家説」などの言葉が見られ、両家の風儀の相違、ならびに依拠すべき自家—冷泉家の法式が幾度も強調されている。こうした為和の意識を集約的に示しているのは次のような件りであろう。

二条家とは当家の兄の流にて候、さ候へとも不孝ゆへ道の相違もなく、家督にてもなく候て、今は一家絶はて候、飛鳥井家は二条家門第として其相伝之由申候得共、二条家に相違し候事数多候

「他家」の意識に飛鳥井家も含まれていることは注意されるが、特に配慮されているのは二条家であつて、同家との関わりで自家の正統性と優越性が強調されているのである。一方「冷泉家秘伝」

においても事情はほぼ同じである。「二条家には」「二条家に」に對置して「当家説」「当家には」「当家一流の者」「当家の者」の作法が示されている。時に「兩家の説くに候」の如く、いわゆる兩説としていずれの説も共存すべきことを云うものも見られるが基本的に自家の説が強く打ち出されている。

さて以上のような意識に保証を与えてくれたもの、すなわちもう一つの重要な契機は、何より為和の手許に、定家の手になる由緒正しい作法書類が相伝されたことであつた。具体的な事情は3節に述べた通りだが、それらの書を十二分に参酌しえたことによつて為和は自信をもつて〈正統性〉を揚言しえたのであり、改編の結果を「家明鏡」(奥書)と呼びえたのも又、これらの書が背後に存在していたからであつただろう。

為和に改編本筆録を促したのとして述べたような諸契機を考へることができると思う。

7 来るべき課題

中世末期あたり、〈家説〉はどのような文脈の中で語られるに至るかを、定家の著書が改編される様を通して、かすかに見ることができた。得られた視野をもとに、さらに問うべき課題について考へておきたい。

課題の一つは、〈家説〉のゆくえをわずかに見届けようとして、ではそれは具体的にどのような過程を経てきたものなのかを問うことであろう。

作法における〈家説〉は定家によつて明確に措定されていた。以後それはどのように継承されたのだろうか。小稿では専ら為和の著作の中に定家からの直接的影響と認識の変容の様を見るという視点で検討を加えた。しかし定家から為和へと至る間には自ずと幾つもの局面が見られたはずである。たとえば為和は、定家の記載を承けて「是京極黃門庭訓」とし、さらにこれを「代々相伝也」と註してもいた(5節参照)。定家以後、代々の御子左家、特に冷泉家に継承されてきた説であつたと明記しているのである。つまり〈説〉をめぐる歴史が在つたというわけである。小稿で試みたように、為和の改編の結果を、言わば定家の原形の変容として確かに位置づけられるにしても、変容には自ずと過程が存在したのであり、そこに至る間の一定の歴史をおさえなければならぬということになる。右で例示したのは「庭訓」と呼ばれていたものの場合であつたが、事は〈家説〉の場合についても同じく当てはまるだろう。改めて問いを立てれば次のようになる。為和段階に至る以前、冷泉家では作法をめぐり〈家説〉はどのような過程を経て継承されたのか。

もとより広い見通しの中で考えられるべき課題であるが、たとえば以下に見るような問題も、縮口の一つとなるのではなからうか。

先に、「やまとうた」のアクセントに関する記載を参照したが(5節)、ここで再び取り上げてみよう。

定家の『次第』には「やまとうた」をめぐる「家説」が声点を以て示されていた。改編本はその記載を直接摂取していたが、一方為和は『題会庭訓』『冷泉家秘伝』においては、「大和国」「やまと

瓜」などの具体例を以て、やや自在な口吻で「家説」を述べていた。但し「大和国」「やまと瓜」の例を用いて冷泉・二条のアクセ

ント説の相違を説くのは必ずしも為和の発明ではなかったようだ。たとえ『柿本備材抄』⁽²⁶⁾下に、

和字冷泉家ニハ国ライヘルヤウニヨム也
二条家ニハ瓜ライヘルヤウニヨム也

とあり、為和以前、一条兼良・良鎮らの段階で既に同様の説明方法が用いられている。言い換えれば、アクセント説の対立は為和以前に生じており、卑近な語の例を藉りて早くから伝承されてもいたようである。少し遡って『正徹物語』⁽²⁷⁾上にも、

和哥の声の事、家隆の説とて執する方も侍る歟。我等は俊成・定家の家の説の外は、不存知也。其は定家大和紙にあらず云々。大和紙とすみあがりたる声也。さればたゞやまとうたとさがりたる声に云ふべき也

の如く、例は別の語（大和紙）であるが、説明の方法は類似している。傍線部のように、「家の説」とのみあって、ことさら冷泉・二条の説の違いに触られていないのは注意される。むしろ正徹段階では対立はなお未分化であったと直ちに断ずるわけにはゆくまい。冷泉家における「家説」の定着と継承の過程はなお丁寧に跡づけられるべきであろう。⁽²⁸⁾

課題の第二は、為和の側から定家の側へと立ち戻って、原拠としての定家のテキストを読み直すことである。たとえば次のような所にも問題の一端は潜んでいると思われる。

そもそも改編本の端作に、

和歌会次第夜儀 家説

とあったことの意味を仔細に考えてみるべきであろう。註記にある「家説」は改編本の文脈——為和の理解に支えられた——の中では不自然なものではない。一連の会次第の記載を一纏めにして「家説」と呼ぶことは大いにあり得たであろう。とすればこの註記を施したのは為和じしんののだろうか。しかし、改編本の重要な依拠資料であったと目されるCの端作は、改編本のそれと註記をも含めて同一であった。してみると「家説」の註記は為和の所為ではなく、遡って他ならぬ定家じしんの手になるものなのか。しかしながら、既に挙げた例からも推測されるように、定家における「家説」概念は、原則として基俊—俊成の系譜で継承された説を基とするものであった。これは定家の三代集註積書類に見られる「家説」の用例からも確かめられるところである。それゆえ「家説」の定家的理解の原則に照らすと、会次第の細部に亘る作法全体を定家みずから「家説」の如く名づけるのはきわめて不自然である。あるいは定家は自己の原則から離れて「家説」を用いる折もあったのだろうか。一体これらの註記に云う「家説」は誰の手になる、そして如何なる認識に基づくものなのか。改編本に見られる「家説」概念の変容の問題から派生して、以上のような疑問も新たに浮上してくるのである。而して右の問いに答えるためには定家のもとテキストを精査することが求められるであろう。

*

先程参照した井上氏所説の如く、作法の重視という成り行きの中に〈中世〉の一つの姿を見出すことができるとするなら、小稿で参照した改編本はまさに中世的なテキストであった。と同時に、その原拠となった定家の言説もまた〈中世〉の流れに棹さすものであったことを改めて知りうる。定家じしんこのような領域に深く手を染めていたことの意味を掘り起こすことは、定家における〈中世〉を明らかにする上で一つの意義をもつであらう。⁽²⁹⁾

ところで、同じく〈中世〉の趨勢のもとにありながらも、改編本が担っていたのは中世後期とも呼ぶべき時代の課題であった。では定家の担っていた中世前期の課題とは何だったのか。作法における〈家説〉の形成と変容という問題も右のような見通しのもとで改めて問い直されるべきだと思ふ。

〈註〉

- 1 日本歌学大系3(風間書房版)所収。
- 2 久保田淳「別本『和歌秘抄』(和歌書楼)について」(『中世文学』17号47・5)。のち『新古今歌人の研究』(昭48東京大学出版会) 附篇に収録。なお定家の他書不見歌はのちに赤羽淑編『藤原定家全歌集全句索引本文篇』『定家歌集補遺』にも収録。同書番号460・4601・4602の三首。
- 3 井上宗雄『中世歌壇史の研究』三部署の所々参照。伝本分類については特に「南北朝期」642―643頁参照。
- 4 『竹柏園蔵書志』(昭14巖松堂書店) 344頁掲出の本。
- 5 井上宗雄前掲書「室町後期」参照。なお同書に、為和の「編著として確実なのは歌会作法書の類であらう」との指摘(350頁)がある。

なお『続群書一覽』に「二条家為和伝書一冊」を掲げるが、その奥書は改編本はもとより、為和の他の二書のものとも異なる。さらに別の作法書をも著したか。

- 6 本文の引用は(3)による。
- 7 あくまでも(6)の外題にある「明融筆之写」を信じた上での推測である。なお明融には『題家庭訓』の文章を若干変えて一書にした著作(『冷泉明融書』島原松平文庫「歌書集類」所収もある由である。井上「室町後期」349―350頁、549頁参照。右のような著書も、父・為和の著作に対して明融が特別な関心を寄せていたことを示すものであろう。
- 8 「ゆるしもとり候はぬ人の出題などにはは御詠も可有御斟酌候歟、努く有ましき事候」(『題家庭訓』本文は改編本(3)と合写のもの)彰考館本による。以下同じ。「三首の懐紙の時、端作へ題書入候事可有斟酌候、当一流の者計書候、当家之者も若時は斟酌する事候」(『冷泉家秘伝』彰考館本(日18・07512)による。以下同じ)など。
- 9 ちなみに改編本冒頭部には「禁裏仙洞儀」の肩註がある。後段の引用ではこれを省いてある。
- 10 「寒」字、同系統の他本には「寄」とある。
- 11 小稿では専ら定家の「次第」との関わりで為和の「改編」の様相を読みとっている。もちろん他書からの影響がなかったとは言えない。たとえば『冷泉家秘伝』には「八雲御抄」の名が見える。当然ながら同抄作法部の記載などをも為和は参照していたであらう。しかし小稿では、改編本と定家の著書との密接な関連、およびいま述べたテキスト流伝の状況を特に重視したい。
- 12 『袋草紙』『和歌会次第』に「次詠三反之」とある。定家は同書の記載などを踏まえて「古儀」と記したか。

13 たとは『題会庭訓』第四条「会之事」に、「本式は文台にあらず、

硯宮のふた也、此ふたをあふけてをく」とあるが、これは定家の「次第」Cに「次置文台」として「本式は硯宮蓋也、あふけてこれをく」とある部分を採取したと思われる。一方『冷泉家秘伝』の問答の最末条「哥合の仕やうの事」において、「哥のよみ様候哉、講師の事候哉」の問いに対し為和は次の如く答えている。

哥合の講師は昔は右左講師云々

近代装儀一卷に書、左右無講師、唯一人なり

これは、C、Dの本文の後に合写されている断片的な作法書（これも定家作と認められる）の端書の註に、「謂合講師近代装儀一卷ニ書」とあり本文中にも「晴哥合左右無講師之儀在記」と見える記事と密接な関係を有するはずである。

14 執筆対象の違いという側面も考え合わせるべきである。その際、改編本を「相伝」した忍雅について、特に為和との関係や交渉についてなお調べる必要があろう。

15 この部分、主本文より一字下げて書かれている。この書写形式は定家段階のものと思われる。そうだとすれば、当該条は俊成の口授であることを特に示そうとする意図の現れだということになろう。

16 それは何時か、ひいてはDの執筆年次をいつと考えるべきか。いずれも重要な問題である。別途に考えたい。

17 声点は伝本により揺れが見られる。底本の形のまま示す。さらに丁寧に調査すべきだと思ふ。

18 Dの「法性寺殿」は正しくは「後法性寺殿」とあるべきか。他本により訂しう。なお文治のこの逸話に関しては、『玉葉』文治三年二月九日条、『顯朝卿記』宝治二年正月一七日条（且祖父納言建久勤仕之

時、受俊成訓、よめると講給也」とある。「建久」はやや不審。なおこの記事、『晴御会部類記』群書類従巻二八二にも）参照。

19 従ってA・Bに見える「不用他説」は単に清輔説・六条家説への對抗意識として読むべきではなく、清輔のやや頑な態度への批判と取りたい。

20 『冷泉家秘伝』にも「国ヲ云コトクマヨミ候、二条家ニハ瓜ヲ云コトクヨミ候」とある。

21 井上「室町後期」555頁。この場合特に「戦国期」について云われている。

22 同右549—550頁。

23 たとは為和の父→為広に関係する逸話に次のようなものがある。『十輪院内府記』文明一八年四月二日条「大樹褒貶也（中略）抑都鄙歳暮哥、歳ハたつる弓、紀の関守と云哥有之、人々難題可然歎之由被申、余申云、歳のたつ、若可為立春事歎、歳暮をたつとハ難申哉之由、申出之、仍人々同心、此歌後被付候者、為広卿哥也、家人定有子細歎、可尋也」。傍線部に注意したい。なお右で云われている為広の歌は為広I 83。

24 強いて求めれば「為和卿集」（群書類従巻二四一）の記載「今日戌刻に参内。中山中納言飛鳥井辛相依・運参。丑刻御会はしまる。主上以外御気色よろし。今日勅題也。御製講師惣の発声等為和依仰動之」も参考になるか。なお「私家集大成」中世V上「為和集」1123参照。

25 飛鳥井家（説）の位置づけ方に注意したい。なお武井和人「飛鳥井家歌学書類札記—室町歌学史私稿—」（リポート、笠間）24 昭58・10 参照。本文は武井和人「柿本備材抄」の成立「補遺—附刻、校異—

（埼玉大学紀要（人文科学編））32 昭58・11）による。なおこの記事は註

25の論考にも引かれている。

27 日本古典文学大系『歌論集 能楽論集』所収による。なおこの段を欠く本あり。

28 その際、為秀の時期は一つの鍵になると思われる。理由は、定家の作法書類の書写に為秀が深く関与していること『今川了俊懐紙式』に、為秀の作法に対する積極的な姿勢を伝えていることによる。前者については井上前掲書「南北朝期」、後者については荒木尚『今川了俊の研究』（昭52 笠間書院）306—315参照。

29 久保田淳註2論文参照。

〈付記〉 小論は井上宗雄氏に多くを負っている。同氏の論稿に従い『和歌会次第』を見るうちに、冷泉為和改編本と称すべき類の在ることを知ったのが小論の発端であった。のち同氏御所蔵本につき詳しい御示教を賜った。論中に組み込みえたのは幸いであった。併せて深く感謝申し上げる。